2

**会　　則**

# **１　名称及び事務所**

　　　この会は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　と称し、事務所は会長宅に置く。

# **２　目　　的**

　　　この会は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を目的とする。

# **３　活　　動**

　　　本会は次の活動を行う。

　　（１）定例会

（２）発表会

（３）地域活動、親睦会

（４）この会の運営に必要と認めた活動

# **４　グループ員**

　　　グループ員は、この会の趣旨に賛同し、活動に参加できる者をもって構成する。

# **５　グループ員の義務**

　　　グループ員相互の協力により成り立つものであり、グループ員一体となって運営に当たらなければならない。

# **６　役　　員**

　　（１）本会に会長、会計を置く。

　　（２）役員の選出は、グループ員の互選により選出する。

　　（３）役員の任期は１年とし、再任を妨げない。

　　　　　ただし、役員が欠けた場合における補欠役員の任期は前任の在任期間とする。

# **７　会　　費**

　　（１）この会の経理は、会費をもってこれにあてる。

　　（２）会費は(１ヶ月　・　１年　・　１回　)　　　　　　　　　　円とする。

　　（３）この会の会計は、年度会計とする。（４月１日～翌３月３１日）

# **８　入　退　会**

　　（１）入会・・・入会する者は、会長に届け出て、会の承認を得なければならない。

　　（２）退会・・・退会する者は、会長に届け出るものとする。

退会による会費の払戻しは（　できる ・ できない　）

（３）自然退会・・・正当な理由がなく、会費を未納のまま放置した者、長期間欠席した者は退会したものとみなす。

# **９　そ　の　他**

　　　この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、その都度グループ員相互と協議して決定する。

# **10　附　　則**

　　　この会則は、令和８年４月１日から施行し、令和９年３月３１日までとする。

提出〆切：令和８年１月３１日（土）